

議案第59号

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「の基準日」の次に「又は静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）第10条第1項（同条例第18条において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第22条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。